

令和4年度県立中学校入学者選考における 新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン

栃木県教育委員会

入学者選考は、基本的に問題を解くことに集中し、他者との接触や交流を行うものではないことから、感染症対策をあらかじめ講じておけば、感染拡大のリスクは比較的低いと考えられる。そのため、受検者の将来を左右する入学者選考の意義を踏まえ、基本的には十分な対策を講じた上で適性検査等を実施し、受検機会の確保を図ることが重要である。

なお、本ガイドラインの内容については、今後、本県で著しく感染拡大が生じるなどの変化があった場合には、必要な変更等を行うことがある。

各県立中学校においては、いかにして感染防止を図り、受検者に安心して受検できる場を提供できるかという視点に立って、実施体制を整備することに努めるものとする。

なお、感染症予防対策等の実施に際しては、「新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル」（栃木県教育委員会）を参考にする。

1 検査会場等の衛生管理体制の整備について

(1) 事前

ア 検査室及び監督者の準備

原則として、1検査室当たりの人数は、普通教室の場合には40名以内とし、座席の配置は、1メートルを目安に適切な間隔を確保する。また、以下の①から④の受検者に対する別室を準備し、それらの検査室においては、概ね2メートル以上の間隔で座席配置を行う。

- ① インフルエンザ感染症に罹患している者
- ② ①以外の感染症（ノロウイルス等）に罹患している者
- ③ 発熱・咳等の症状がある者
- ④ その他

イ 検査室の机、椅子の消毒

検査室準備の際に、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用した拭き取りを行う。また、準備完了後から検査当日までの間は、消毒後の状態を保全する。

検査会場となる学校の関係者が感染した場合には、保健所等の関係機関と連携して、必要な範囲の消毒等、適切な対応を行う。

ウ マスク、アルコールを含んだ手指消毒液（速乾性アルコール製剤）の準備

検査室内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行う。ただし、健康上の理由等によりマスク着用が困難な場合には、着用を強制せず、別室での受検とする。また、各検査室の入口に、アルコールを含んだ手指消毒液（速乾性アルコール製剤）を配備する。

エ 面接準備

面接については、マスク着用の上、受検者と面接委員との距離は2メートル以上を目安に確保する。受検者同士が対面にならない集団面接においては、受検者同士の距離を、できれば2メートル（最低1メートル）以上確保することが望ましい。

オ 集合場所及び各検査室への移動時の対応

屋内の集合場所等を設置する場合には、換気を行うとともに、受検者同士の間隔を確保する。また、各検査室等への移動の際には、一定間隔を空け、複数の入口等を使用するなど、混雑を避けるための工夫を行う。

カ トイレの利用方法の検討

トイレの入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる。）とともに、利用後の手洗いなどを促す案内紙を入口に掲示する。トイレ内については換気に注意を払う。

キ 保護者等の控え室について

付添人の控え室は設置しない。ただし、配慮を必要とする受検者等への対応のために保護者が待機する場合は、この限りではない。

(2) 検査当日

検査当日は、前述の「(1)事前」の内容を踏まえ、各県立中学校において、十分な感染症対策を講じて実施する。

ア 換気の実施

換気については、当日の天候を考慮するとともに、受検者の健康観察を行いながら、休憩時間ごとに、少なくとも10分程度以上2方向の窓や出入口を同時に開けることにより行う。

イ 不測の事態の発生時

不測の事態が発生した場合には、直ちに高校教育課と連絡をとり対応を協議する。

(3) 検査終了後

検査日程終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合を除き、検査室の机や椅子の消毒を行う。

2 受検者への注意事項等について

(1) 事前

県教育委員会では、県立中学校を通じて、別紙「県立中受検者の保護者の皆様へ」を保護者に配付する。

(2) 検査当日

ア 受付時の対応

受付場所等に、発熱・咳等の症状がある場合にはその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すよう配慮する。

イ 発熱・咳等の症状がある受検者への対応

受付時に受検者から発熱・咳等の症状がある旨の申し出があった場合には、別室での受検とする。

ウ マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、検査室内では、昼食時を除き、マスクを着用し、休憩時間や昼食時等の他者との接触や会話を極力控えるよう要請する。健康上の理由等によりマスクの着用が困難な受検者については、別室での受検とする。

エ 検査室ごとの手指消毒の実施

トイレ等から検査室に戻ってきた際には、アルコールを含んだ手指消毒液（速乾性アルコール製剤）による手指消毒を徹底させる。

オ 休憩時間中の対応

休憩時間中は、廊下等での会話は控えるよう注意を促す。また、トイレを利用する際には、混雑をしないよう間隔を空けて待機させる。

カ 昼食時の対応

昼食時の受検者同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、受検者に自席での食事を要請する。

(3) 検査終了後

面接終了後、校舎等の出口の混雑を避けるよう、注意を促す。

3 監督者等について

(1) 事前

ア 監督者等の体調管理等

検査会場等の準備や当日の検査業務に携わる教職員等については、検査前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行う。体調不良を訴える者がいた場合には、準備や監督業務に当たさせない。

イ 監督者等に対する感染症対策の要請

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染症対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践する。

(2) 検査当日

ア 体調不良を訴えた監督者等への対応

当日の検査業務に携わる教職員等に体調不良などを訴える者がいた場合には、監督業務に当たらせないなど、適切な対応をとる。

イ マスクの着用

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、検査室内では、マスクを着用する。また、アルコールを含んだ手指消毒液（速乾性アルコール製剤）を使用し衛生管理を徹底する。

ウ 検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退出を行うごとに、アルコールを含んだ手指消毒液（速乾性アルコール製剤）による手指消毒を行う。

(3) 検査終了後

当日検査業務に携わった教職員等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良を訴える者がいた場合には、医療機関の受診などの適切な対応をとる。

4 関係機関との連携・協力体制

(1) 事前

非常時に備え、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう、対応マニュアル等を確認しておく。

(2) 検査当日

不測の事態が生じるなど、対応や判断に慎重を期するような場合には、高校教育課と協議を行う。

(3) 検査終了後

検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検者や監督者等がいた場合には、当該県立中学校は、保健所等が行う調査に協力する。